

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の2第1項第4号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第138条の2第1項第4号オ中「又はトラック」を削り、「第9条の2第14項」を「第9条の2第15項」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第9条の2第13項」を「第9条の2第14項」に改め、同号エ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第13項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第138条の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

第138条の2第1項第4号に次のように加える。

キ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第16項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第138条の2第1項第5号ア中「第9条の2第15項」を「第9条の2第17項」に改め、同号ア(ア)a中「第9条の2第16項」を「第9条の2第18項」に改め、同号ア(ア)b中「第9条の2第17項」を「第9条の2第19項」に改め、同号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の2第1項第5号イ中「第9条の2第18項」を「第9条の2第20項」に改め、同号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の2第1項第6号アを次のように改める。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第21項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第22項に規定するもの（以下この号及び第138条の4において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第23項に規定するもの（以下この号及び第138条の4におい

て「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の2第1項第6号エを削り、同号ウ中「又はトラック」を削り、「第9条の2第22項」を「第9条の2第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の2第21項」を「第9条の2第25項」に改め、同号イ(イ)中「100分の 110」を「100分の 115」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第24項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の2第1項第6号オ中「3.5トンを超えるバス又は」を「2.5トンを超え3.5トン以下の」に、「第9条の2第26項」を「第9条の2第27項」に改め、同号オ(ア)中「平成21年軽油重量車基準」を「平成21年軽油軽中量車基準」に改め、同号オ(イ)中「100分の 115」を「100分の 120」に改め、同号に次のように加える。

カ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第28項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省

令第9条の2第29項に規定するもの（第138条の4第1項第3号オ(ア)a及び第2項第3号エ(ア)aにおいて「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第9条の2第30項に規定するもの（以下b及び第138条の4において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第138条の2第2項の表以外の部分中「ウまで」を「エまで」に改め、「規定は、」の次に「令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第9条の2第31項に規定する方法並びに」を加え、「第9条の2第27項」を「第9条の2第32項」に、「第9条の2第28項」を「第9条の2第33項」に改め、同項の表を次のように改める。

第4号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第138条の4において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の75	平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の162
第4号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第138条の4において「令和	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

	2年度基準エネルギー消費効率 という。)	
第4号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費 効率に 100分の85	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 184
第4号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費 効率	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 150を乗じて得 た数値
第4号ウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 105	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 157
第4号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつ て平成27年度以降の各年度にお いて適用されるべきものとして 定められたもの（以下この条及 び第138条の4において「平成 27年度基準エネルギー消費効率」 という。）に 100分の 125	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 157

第138条の2に次の1項を加える。

- 3 第1項（第4号ア及びイ、第5号並びに第6号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第9条の2第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第138条の4第5項において「令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4号ア(イ)	令和12年度以降の各年度におい て適用されるべきものとして定	令和2年度以降の各年度におい て適用されるべきものとして定
---------	-----------------------------------	----------------------------------

	められたもの（以下この条及び第138条の4において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の75	められたものに100分の109
第4号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第5号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第5号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第6号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第6号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123

第138条の4第1項各号列記以外の部分中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「自動車を」を「ものを」に改め、同項第1号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第1項第1号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第1項第1号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ中「第9条の4第5項」を「第9条の4第6項」に改め、同号オ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同

号カとし、同号エ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第1項第2号ア中「第9条の4第6項」を「第9条の4第7項」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第1項第2号イ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第8項」に改め、同号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第1項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第10項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第12項」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「第9条の4第8項」を「第9条の4第11項」に改め、同号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第2項各号列記以外の部分中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、「自動車を」を「ものを」に改め、同項第1号ア中「営業用の」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第2項第1号イを削り、同号ウ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第15項」に改め、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第16項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第9条の4第16項」を「第9条の4第17項」に改め、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号エとし、同項第

2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第18項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第2項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第21項」を「第9条の4第22項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の4第20項」を「第9条の4第21項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「第9条の4第19項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第3項中「次項」の次に「又は第5項」を加え、同条第4項の表以外の部分中「第1項（第1号アからウまで）」を「第1項（第1号アからエまで）」に、

「第2項（第1号アからウまで）」を「第2項（第1号ア及びイ）」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項第1号ア (イ)	令和12年度基準エネルギー消費 効率に 100分の65	第138条の2第2項に規定する 基準エネルギー消費効率であつ て平成22年度以降の各年度にお いて適用されるべきものとして 定められたもの（以下この号及 び次項第1号において「平成22 年度基準エネルギー消費効率」 という。）に 100分の 141
第1項第1号ア (ウ)	令和2年度基準エネルギー消費 効率	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 150を乗じて得 た数値
第1項第1号イ (イ)	令和12年度基準エネルギー消費 効率に 100分の75	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 162
第1項第1号イ (ウ)及びウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費 効率	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 150を乗じて得 た数値
第1項第1号エ (イ)	平成27年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 120	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 150
第2項第1号ア (イ)	令和12年度基準エネルギー消費 効率に 100分の60	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 130
第2項第1号ア (ウ)	令和2年度基準エネルギー消費 効率	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 150を乗じて得 た数値
第2項第1号イ (イ)	平成27年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 115	平成22年度基準エネルギー消費 効率に 100分の 144

第138条の4に次の1項を加える。

- 5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の94
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の 109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の 109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の 109
第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の87

附則第1条の2の3中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第5条の7の見出し中「不動産取得税」を「住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税」に改め、同条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第2項を削る。

附則第5条の8中「によつて」を「により」に、「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第6条の5中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第6条の6の3第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を、「第2号イ」の次に

「若しくは第3号イ（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第138条の2第1項第6号に規定する軽油自動車（以下この条及び附則第6条の7において「軽油自動車」という。）のうち、同号ア(ア)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（附則第6条の7において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同号ア(ア)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（附則第6条の7において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車（同号ア及びイに掲げる乗用車を除く。）に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第137条の2第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

4 第138条の4第1項第3号ア若しくはイ又は第2項第3号アに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第137条の2第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第6条の6の4第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第6条の6の5第1項の表以外の部分中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項の表中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第6条の6の6第1項各号列記以外の部分中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「未滿」を「以上」に、「にあつては、200万円」を「のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので省令附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未滿の附則第6条の6の

6第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「附則第4条の11第5項」を「附則第4条の11第6項」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第6項」を「附則第4条の11第7項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（省令附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第11項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第10項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第12項に規定するもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のい

ずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（省令附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から525万円を控除して得た額」とする。

附則第6条の6の6第5項各号列記以外の部分中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車（省令附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック（省令附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。）」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第17項」に、「令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第19項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第6条の7第1項各号列記以外の部分中「次項第1号」及び「次項第2号」を「以下この条」に、「電気併用自動車」を「電力併用自動車」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「第138条の2第1項第6号に規定する軽油自動車（次項第6号において「軽油自動車」という。）」を「軽油自動車」に、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる自動車に対する第139条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第1の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める字句とする。

附則第6条の7第2項第2号中「附則第5条の2第1項に規定するもの」の次に「(第4項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)」を加え、「同号イ」を「第138条の2第1項第2号イ」に改め、「この号」の次に「及び第4項第2号」を加え、同項第4号中「第7号」の次に「及び第4項」を加え、「同条第1項第4号ア(イ)」を「同条第1項第4号ア(ウ)」に改め、「この項」の次に「及び第4項」を加え、同項第5号中「第8号」の次に「及び第4項」を加え、同項第6号中「第138条の2第1項第6号アに規定する」及び「同号アに規定する」を削り、同項第7号中「ガソリン自動車」の次に「(第4号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第8号中「石油ガス自動車」の次に「(第5号に掲げるものを除く。)」を加え、同条第3項中「前項各号(第4号、第5号、第7号及び第8号を除く。)」を「前項第1号から第3号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる自動車(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車を除く。)に対する第139条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第1の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める字句とする。

(1) 電気自動車 附則別表第1の第4欄に掲げる字句

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句

-
- (3) 第138条の2第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第138条の2第1項第4号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句
- (7) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限り、第4号に掲げるものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第11項に規定するもの 附則別表第1の第5欄に掲げる字句
-

- (8) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限り、第5号に掲げるものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第12項に規定するもの 附則別表第1の第5欄に掲げる字句
- (9) 軽油自動車（営業用の乗用車に限り、第6号に掲げるものを除く。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項に規定するもの 附則別表第1の第5欄に掲げる字句 附則第6条の10第1項中「附則第6条の7第2項」の次に「又は第4項」を加え、「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

附則第20条に次の1項を加える。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の2第1項及び第3項並びに第16条第2項の規定の適用については、附則第3条の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第16条第2項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、この条例の施行の前日に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の富山県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分

は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(税 務 課)
